

令和7年度 奈良県広域水道企業団 水質検査計画



水質管理センター

水質検査計画の内容

1 基本方針	2
2 事業の概要	2
3 水源の状況及び水質管理上の留意点	3
4 水質検査地点、項目、頻度及びその理由	3
5 水質検査体制	5
6 臨時の水質検査	5
7 水質検査計画及び水質検査結果の公表	5
8 水質検査の精度と信頼性保証	5
9 関係機関との連携	6
表 1～6	7

1 基本方針

本計画は、水道法施行規則（昭和32年12月厚生省令第45号）第15条第6項に規定する水質検査計画として策定するものです（本計画は毎事業年度の開始前に策定することが義務づけられています）。

奈良県広域水道企業団の水質検査についての基本方針は次のとおりです。

（1）水源から蛇口までの水質管理を水質管理センターに一元化し、管轄区域を最適化することを目指します。また2箇所の水質検査拠点（桜井浄水場内・御所浄水場内）で水質検査を実施し、水質管理の質の向上とその管理業務の効率化を図ります。

（2）水質検査地点は、全ての企業団構成市町村の給水末端を選定し、水質検査を実施するとともに、用水供給を行う2市への供給地点（以下「受水地」という。）についても実施します。

また、必要に応じて水源、浄水場の入口（原水系）、出口（浄水）浄水場内の各処理工程でも検査を実施します。

（3）水質検査項目は、水道法で実施が義務づけられている水質基準項目、水質管理上検査が必要な水質管理目標設定項目等とします。

（4）水質検査頻度は、過去の水質検査結果等を考慮し、構成市町村の給水末端等の検査頻度を統一し、給水区域内での水質検査体制を強化しました。

（5）安全で良質な水道水を供給するため、適正な検査地点、項目及び頻度を設定し、水道利用者の皆様に安心・信頼して利用していただける水質検査体制を目指します。

2 事業の概要

奈良県広域水道企業団は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など水道事業が直面する課題に対応するため、広域で連携し、水道利用者に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するために令和7年度から事業を開始します。

水道事業

給水区域 (構成市町村内)	(桜井浄水場系統) 宇陀市 三郷町 河合町 (御所浄水場系統) 大和高田市 大和郡山市 橿原市 御所市 香芝市 安堵町 川西町 三宅町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 (桜井・御所浄水場両系統) 天理市 桜井市 生駒市 平群町 斑鳩町 田原本町 広陵町 (上記以外の浄水場を管理する市町) 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 宇陀市 吉野町 大淀町 下市町
給水人口	902,977人 (R5年度)
一日最大給水量	315,491m ³ (R5年度)
一日平均給水量	281,551m ³ (R5年度)

用水供給事業

給水対象	奈良市（桜井・御所浄水場両系統受水団体） 葛城市（御所浄水場系統受水団体）
一日最大給水量	23,589m ³ （R5年度）
一日平均給水量	16,965m ³ （R5年度）

3 水源の状況及び水質管理上の留意点

企業団内の浄水場の水源は、地表水、ダム、井戸水等多岐にわたります。各水源の一般的な水質管理上の留意事項は、下記表のとおりです。

また各浄水場の所在地、水源情報、浄水方式及び水質管理上留意すべき事項は、表1-1～3のとおりです。各浄水場については、これらの事項（水質）に留意しつつ適切に管理をしています。

水源種別	一般的な留意事項
表流水 （河川・ダム・ため池）	<p>河川水は、降雨等により濁度、色度が上昇しやすく、水質の変動が大きい傾向があります。また河床に付着した藻類により pH が上昇することがあります。</p> <p>ダム・ため池は、比較的水質変化は少ないが、河川と比べ富栄養化により有機物指標が高く、消毒副生成物の生成が多くなる傾向があります。また障害を引き起こす生物の発生によりカビ臭が発生することや、藻類の増殖により pH が上昇することがあります。</p> <p>表流水は一般的に人為的な汚染の可能性があるため、主要な水源流域や水源に関する情報の収集に努めています。</p>
地下水	<p>浅井戸は、水温等の地表の影響を受けることはありますが、地中でろ過が行われるため、比較的水質の変動が小さく、安定しています。</p> <p>深井戸は地表からの影響は小さいですが、地質由来と考えられる物質（ヒ素、鉄、マンガン、ホウ素、塩化物イオン等）が高い濃度で検出されることがあります。</p>

4 水質検査地点、項目、頻度及びその理由

企業団では以下の箇所定期的に水質検査を実施します。

- ◆ 構成市町村給水末端及び受水地
- ◆ 浄水場
- ◆ 水源

（1）構成市町村給水末端及び受水地

①検査地点

構成市町村の給水末端については、水質基準値を満たしていることを効果的に確認するため、主要配水系統毎に給水エリアの最末端を選定し、表2の検査地点で検査を実施します。また、企業団は水道用水供給事業として、受水地で検査を実施します。

②検査項目及び頻度

各検査地点の検査項目及び頻度は下記の表のとおりです。

構成市町村内の検査項目及び頻度は統一し、きめ細かな情報提供の観点から、省略可能項目についても原則年4回検査をしますが、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類の3項目については、過去の水質結果を鑑みて年1回まで検査を省略します。

検査項目	目的	頻度
水質基準項目	法令で定められた項目が水質基準値を満たしていることの確認のための検査	表3-1 表4-1
1日1回行う検査 (構成市町村給水末端)	法令で定められた、水道水の色・濁り・消毒効果に問題が無いことを確認するための検査 (計113地点について手分析等で実施)	表4-2
水質管理目標設定項目	水道水質管理上留意すべき項目を検査	表3-3 表4-3

(2) 浄水場

①検査地点

浄水場では、適切に浄水処理が行われているかを確認するため、浄水場の規模に応じて、入口(原水系)と出口(浄水)、処理工程水について検査を実施します。

②検査項目及び頻度

各検査地点の検査項目及び頻度は下記の表のとおりです。

検査項目	目的	頻度
水質基準項目	法令で定められた項目が水質基準値を満たしていることの確認のための検査	表3-1 表4-1
1日1回行う検査	浄水処理工程の管理のため検査	表3-2
水質管理目標設定項目 農薬類	水道水質管理上留意すべき項目を検査 水質管理目標設定項目における対象農薬類等 (表6の項目)	表3-3 表4-3
要検討項目	毒性評価が定まらない物質等の監視のため検査	表3-4 表4-4
毎日毎週検査項目	浄水処理工程の管理のため検査	表3-5
耐塩索性病原微生物検査項目	クリプトスポリジウム等の監視のため検査	表5

(3) 水源(ダム・河川)

①試験地点

大規模浄水場(桜井浄水場、御所浄水場)では、送水エリア及び送水量が多く、給水区域への影響が大きいことから、水質管理のレベルを強化しており、桜井浄水場系統では室生ダム及び流入河川で、御所浄水場系統では上流のダムや取水地点を含む河川で試験を実施します。

②試験項目及び頻度

水源の水質を把握し、適切に浄水処理を行うため、表3-6に示す項目と頻度で

試験を実施します。

5 水質検査体制

適切な浄水処理により水道水の安全が保証され、緊急時にも迅速に結果が得られるように水質管理センターで自己検査を実施します（ダイオキシン類のみ委託検査）。これにより水源から浄水場、さらに受水地及び給水栓に至るまで常に適切な水質管理が可能となります。

また水質検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」に則り行います。これらの規定がない検査の方法は「上水試験方法（日本水道協会編）」などに則り行います。

6 臨時の水質検査

次のような場合で水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合は、関連する項目について臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常のあったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水工程に異常があったとき
- (5) 導・送水管等の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画はホームページで公表し、検査結果の評価や皆様の意見に基づいて毎年見直しを行います。また水質検査結果はホームページ等で公表します。

8 水質検査の精度と信頼性保証

水質管理センターでは、水質検査の測定値の信頼性を確保し、正確かつ精度の高い検査を行うために以下の取り組みを行っております。

- ・標準作業手順書の策定
- ・水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づいた検査方法の妥当性評価
- ・外部精度管理への参加と内部精度管理の実施

また当企業団の前身団体の一つである奈良県水道局では精度管理と信頼性保証への取り組みの一環として水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を平成 19 年に取得し、令和 5 年度に 4 回目の認定更新を行いました。企業団としても、引き続き更新をしていく方針です。

水道 GLP の認定により、水道水質検査の信頼性と技術力が高く評価され、水道水の高精度な検査結果が保証されたものと考えています。

今後とも水道利用者の皆様の水道水質への期待に応えていくよう、より安全でおいしい水づくりに取り組んでいきます。



誘導結合プラズマ質量分析計



イオンクロマトグラフ

【※水道 GLP とは？】

- ・ 水道水質検査の精度と信頼性を確保するための認定基準のこと。
- ・ 国際規格 ISO9001 及び ISO17025 の要求事項を基に、水道水質検査に特化して（公社）日本水道協会が策定したもので、審査・認定・登録も同協会が実施。

〈水道 GLP 認定証〉



〈水道 GLP 認定マーク〉



JWWA-GLP029

水道 G L P 認定

9 関係機関との連携

水源の水質異常時に速やかに対応するために環境省・国土交通省や水・大気環境課等の県の関係機関との通報連絡体制を整備し、適切な浄水処理等により安全な水道水を供給できるように努めています。

さらに桜井浄水場系統では水資源機構と意見交換を実施し、御所浄水場系統では流域の関係機関で構成する「紀の川水質汚濁防止連絡協議会」に参加することで各水源における水質保全を図っています

ご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404 番地 7
 奈良県広域水道企業団 計画課
 Eメール：keikaku@union.nara-water.lg.jp
 電話：0744-32-1267 FAX：0744-32-2718

○表1-1 大規模浄水場

番号	浄水場名	原水種別	原水	浄水方法	水源等により水質管理上留意すべき事項					
					濁水の発生	地質等	臭気	消毒副生成物等	その他留意事項	農薬
1	坂井浄水場	ダム	産生ダム(宇陀川系統)	粉末活性炭+生物接触ろ過+凝集沈殿+急速ろ過	○	マンガン	カビ臭	○	生物による障害	○
2	御所浄水場	河川	吉野川	粉末活性炭+凝集沈殿+急速ろ過	○		カビ臭		pH	○

○表1-2 主要浄水場

番号	浄水場名	市町村	原水種別	原水	浄水方法	水源等により水質管理上留意すべき事項						
						濁水の発生	地質等	臭気	消毒副生成物等	その他留意事項	農薬	
3	昭和浄水場	大和郡山市	深井戸	25箇所の井戸	凝集沈殿+急速ろ過		鉄、マンガン				○	
4	北部山浄水場	大和郡山市	深井戸	13箇所の井戸	生物接触ろ過+凝集沈殿+急速ろ過		鉄、マンガン				○	
5	豊井浄水場	天理市	ダム	布留川	凝集沈殿+急速ろ過	○	鉄、マンガン、有機物	カビ臭	○	ハロ酢酸、ダイオキシン、PFOS、PFOA	○	
6	袖之内浄水場	天理市	深井戸	13箇所の井戸	凝集沈殿+急速ろ過	○	鉄、マンガン		○		○	
7	外山浄水場	桜井市	ダム	初瀬ダム	凝集沈殿+急速ろ過+活性炭処理	○	鉄、マンガン	カビ臭	○		○	
			ため池	倉橋湖池	凝集沈殿+急速ろ過+活性炭処理	○	鉄、マンガン	カビ臭	○			
			浅井戸	4箇所の浅井戸	凝集沈殿+急速ろ過+活性炭処理					○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
8	小島浄水場	五條市	表流水	吉野川	2箇所の深井戸	薬品消毒のみ			○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
9	櫛羅浄水場	御所市	表流水	吉野川	2箇所の深井戸	8箇所の井戸	凝集沈殿+急速ろ過		鉄、マンガン	カビ臭	○	○
10	真弓浄水場	生駒市	深井戸	9箇所の井戸	凝集沈殿+急速ろ過(加圧式)	○	鉄、マンガン		○		○	
11	山崎浄水場	生駒市	深井戸	12箇所の井戸	凝集沈殿+膜ろ過	○	鉄、マンガン		○		○	
12	飯貝浄水場	吉野町	表流水	吉野川、藤田川	凝集沈殿+急速ろ過+粒状活性炭	○		カビ臭			○	
13	桜ヶ丘浄水場	大淀町	表流水	吉野川	粉末活性炭+凝集沈殿+急速ろ過	○	アルミニウム	カビ臭		pH	○	
14	下市浄水場	下市町	表流水	吉野川、丹生川	凝集沈殿+急速ろ過	○		カビ臭			○	

○表1-3 小規模浄水場

番号	浄水場名	市町村	原水種別	原水	浄水方法	水源等により水質管理上留意すべき事項					
						濁水の発生	地質等	臭気	消毒副生成物等	その他留意事項	農薬
15	大深浄水場	五條市	表流水	清水谷(西谷川)	膜ろ過		有機物		○		
16	栴辻浄水場	五條市	表流水	宮川	膜ろ過		有機物		○		
17	岩谷浄水場	五條市	表流水	北又川	普通沈殿+緩速ろ過+紫外線処理	○	有機物		○		
18	坂巻浄水場	五條市	表流水	ウツギ谷	普通沈殿+急速ろ過	○	有機物		○		
19	宇井(辻堂)浄水場	五條市	伏流水	小原川	膜ろ過		有機物		○		
20	飯小代浄水場	五條市	表流水	前谷川	緩速ろ過	○	有機物		○		
21	白銀北浄水場	五條市	浅井戸	統合原水(4箇所の井戸)	普通沈殿+除マンガン+粒状活性炭+膜ろ過		鉄、マンガン	カビ臭	○		
22	白銀南浄水場	五條市	浅井戸		普通沈殿+除マンガン+粒状活性炭+膜ろ過		鉄、マンガン	カビ臭	○		
23	賀名生北浄水場	五條市	浅井戸		普通沈殿+除マンガン+粒状活性炭+膜ろ過		鉄、マンガン	カビ臭	○		
24	賀名生南浄水場	五條市	浅井戸	普通沈殿+除マンガン+粒状活性炭+膜ろ過		鉄、マンガン	カビ臭	○			
25	和田浄水場	五條市	表流水	西谷川	普通沈殿+緩速ろ過	○	有機物		○		
26	天辻浄水場	五條市	表流水	藤谷川	急速ろ過	○	有機物		○		
27	永谷浄水場	五條市	表流水	特打谷川	普通沈殿+緩速ろ過	○	有機物		○		
28	殿野浄水場	五條市	表流水	水車谷川	普通沈殿+緩速ろ過	○	有機物		○		
29	北部浄水場	宇陀市	ダム	上津ダム	凝集沈殿+急速ろ過+活性炭ろ過(粒状)	○	有機物	カビ臭	○	アルミニウム、蒸留残留物	○
30	岩崎浄水場	宇陀市	浅井戸	8箇所の井戸	緩速ろ過		鉄、マンガン			アルミニウム	
31	五貫山浄水場	宇陀市	表流水	中山川	膜ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭			
32	大宇陀南部浄水場	宇陀市	ダム	宮泉ダム	緩速ろ過		有機物		○		○
33	内牧浄水場	宇陀市	表流水	滝の瀬川	凝集沈殿+急速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭		アルミニウム	
34	戒場浄水場	宇陀市	表流水	ウナギモリ川	普通沈殿+緩速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭	○		
35	松牧乙区浄水場	宇陀市	表流水	テカタニ川	普通沈殿+緩速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭			
36	高木野浄水場	宇陀市	表流水	諸木川	緩速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭			
37	西部浄水場	宇陀市	浅井戸	1箇所の井戸	凝集沈殿+急速ろ過		鉄、マンガン				蒸留残留物
38	無山浄水場	宇陀市	表流水、伏流水	笠間川	凝集沈殿+急速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭	○	蒸留残留物	○
39	産生浄水場	宇陀市	伏流水	産生川	凝集沈殿+急速ろ過						○
40	産生南部浄水場	宇陀市	表流水	谷水	凝集沈殿+急速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭		アルミニウム	
41	黒岩浄水場	宇陀市	表流水	谷水	普通沈殿+緩速ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭	○		
42	原山浄水場	宇陀市	表流水	谷水	膜ろ過	○	鉄、マンガン	カビ臭			
43	南院谷浄水場	吉野町	表流水	左巻川	凝集沈殿+急速ろ過+粒状活性炭	○					
44	三津浄水場	吉野町	表流水	東三津川	凝集沈殿+急速ろ過	○					
45	西谷浄水場	吉野町	表流水	新渡路トンネル湧水	凝集沈殿+急速ろ過	○					
46	喜佐谷浄水場	吉野町	表流水	喜佐谷川	凝集沈殿+急速ろ過	○					
47	香東第1浄水場	吉野町	表流水	奥香東川	凝集沈殿+急速ろ過	○	アルミニウム				
48	香東第2浄水場	吉野町	表流水	シヤ谷川	凝集沈殿+急速ろ過	○	アルミニウム				
49	南大野浄水場	吉野町	伏流水	吉野川	普通沈殿+緩速ろ過	○					
50	柳浄水場	吉野町	表流水	柳川又出川	凝集沈殿+急速ろ過	○					
51	国橋浄水場	吉野町	表流水	高見川	凝集沈殿+急速ろ過	○					
52	三色野浄水場	吉野町	表流水	巖川	凝集沈殿+急速ろ過	○					
53	才谷浄水場	下市町	表流水	名徳谷川	普通沈殿+緩速ろ過	○					
54	丹生浄水場	下市町	表流水	風呂谷川	膜ろ過	○					

表2

市町村番号	市町村	採水場所	検査地点番号	主要配水池 末端	浄水場	毎日検査	基準項目検査	省略可能3項目を省略しない地点
1	大和高田市	大東町	1	大東配水池	御所	○	○	-
		吉井	2	天満配水池	御所	○	○	-
		野口	3	陵西配水池	御所	○	○	-
2	大和郡山市	額田部北町	1	昭和第2配水池	御所・昭和	○	○	-
		柳町	2	大阪口配水池	北郡山	○	○	-
		矢田町	3	矢田山第4配水池	御所	○	○	-
3	天理市	藤井町	1	石上北泉水受水池	桜井・御所	○	○	-
		柳本町	2	園原南泉水受水池	桜井・杣之内	○	○	-
		庵治町	3	豊井浄水場	豊井	○	○	-
4	橿原市	白檜町	1	白檜配水池	御所	○	○	-
		曲川町	2	一町配水池(市内北西部)	御所	○	○	-
		五条野町	3	一町配水池(市内南東部)	御所	○	○	-
		曾我町	4	小槻配水池	御所	○	○	-
		大豆蔵	1	恩ヶ芝配水池	桜井・外山	○	○	-
		栗原	2	倉橋配水池	桜井	○	○	-
		百市	3	高羽第1配水池	桜井	○	○	-
5	桜井市	小夫	4	笠配水池	桜井	○	○	-
		吉隠	5	吉隠配水池	桜井	○	○	-
		白河	6	白河配水池	桜井	○	○	-
		生田	7	高家配水池	桜井・御所	○	○	-
		野原東	1	野原配水池	小島	○	○	-
		田園	2	岡中継配水池	小島	○	○	-
		居伝町	3	三在配水池	小島	○	○	-
6	五條市	靈安寺町	4	大野配水池	小島	○	○	-
		大深町	5	大深浄水場	大深	○	○	-
		樫辻町	6	樫辻浄水場	樫辻	○	○	-
		西吉野町勢井	7	宗検上浄水場	宗検上	○	○	-
		西吉野町西野	8	阪巻浄水場	阪巻	○	○	○
		大塔町殿野	9	辻堂浄水場	辻堂	○	○	-
		大塔町阪本	10	阪本・小代浄水場	阪本・小代	○	○	-
		西吉野町夜中	11	白銀北浄水場	白銀北	○	○	-
		西吉野町八ツ川	12	白銀南浄水場	白銀南	○	○	-
		西吉野町湯塩	13	賀名生北浄水場	賀名生北	○	○	-
		西吉野町黒瀬	14	賀名生南浄水場	賀名生南	○	○	-
		西吉野町大日川	15	和田浄水場	和田	○	○	-
		大塔町篠	16	天辻浄水場	天辻	○	○	-
		西吉野町立川渡	17	永谷浄水場	急速ろ過 永谷	○	○	-
大塔町殿野	18	殿野浄水場	普通沈殿 殿野	○	○	-		
7	御所市	柳羅	1	柳羅浄水場	普通沈殿 柳羅	○	○	-
		柏原	2	秋津配水池	療集沈殿 御所	○	○	-
		重阪	3	名柄配水池	未端 御所	○	○	-
		栄町	4	西部調整池	未端 御所	○	○	-

市町村番号	市町村	採水場所	検査地点番号	主要配水池	末端	浄水場	毎日検査	基準項目検査	省略可能3項目を省略しない地点
8	生駒市	生駒市西畑町	1	中部配水池	末端	桜井・御所・山崎	○	○	-
		生駒市光陽台	2	稲倉配水池	末端	桜井・御所・山崎・真弓	○	○	-
		生駒市東菜畑	3	東生駒配水池	普通沈殿	桜井・御所・山崎	○	○	-
		生駒市東山町	4	小瀬配水池	普通沈殿	桜井	○	○	-
		生駒市高山町	5	真弓浄水場	末端	御所・真弓	○	○	-
9	香芝市	磯壁	1	畑配水池	凝集沈殿	御所	○	○	-
		穴虫	2	高区配水池	末端	御所	○	○	-
		別所	3	分泉(中央)配水池	末端	御所	○	○	-
10	宇陀市	榛原山辺三	1	宇陀第1受水池	凝集沈殿	桜井	○	○	○
		榛原八滝	2	宇陀第6受水池	普通沈殿	桜井	○	○	○
		榛原萩乃里	3	宇陀第2受水池	末端	桜井	○	○	-
		室生向瀨	4	北部浄水場	凝集沈殿	北部	○	○	-
		室生龍口	5	宇陀第5受水池	末端	桜井	○	○	-
		室生大野	6	宇陀第7受水池	凝集沈殿	桜井	○	○	-
		菟田野大澤	7	岩崎浄水場	末端	岩崎	○	○	-
		菟田野宇賀志	8	宇陀第4受水池	末端	桜井	○	○	-
		大宇陀拾生	9	宇陀第3受水池	末端	桜井	○	○	-
		大宇陀小附	10	五貫山浄水場	普通沈殿	五貫山	○	○	-
11	平群町	大宇陀黒木	11	大宇陀南部浄水場	末端	大宇陀南部	○	○	-
		榛原内牧	12	内牧浄水場	末端	内牧	○	○	-
		榛原戒場	13	戒場浄水場	末端	戒場	○	○	-
		榛原檜牧	14	檜牧乙区浄水場	普通沈殿	檜牧乙区	○	○	-
		榛原諸木野	15	諸木野浄水場	膜ろ過	諸木野	○	○	-
		室生染田	16	西部浄水場	末端	西部	○	○	-
		室生無山	17	無山浄水場	末端	無山	○	○	-
		室生	18	室生浄水場	末端	室生	○	○	-
		室生黒岩	19	黒岩浄水場	末端	黒岩	○	○	-
		室生下田口	20	室生南部浄水場	末端	室生南部	○	○	-
		室生下田口	21	原山浄水場	末端	原山	○	○	-
12	三郷町	竜田川	1	平群第2受水池	末端	桜井・御所	○	○	○
		信貴畑	2	信貴畑中継池	末端	桜井・御所	○	○	-
		菊美台	3	菊美台低区配水池	末端	桜井・御所	○	○	-
13	斑鳩町	信貴南畑	1	信貴山配水池	末端	桜井	○	○	-
		夕陽ヶ丘	2	信貴ヶ丘配水池	末端	桜井	○	○	-
14	安堵町	大字法隆寺	1	三井配水池	末端	御所	○	○	-
		小吉田	2	斑鳩第1配水池	末端	桜井	○	○	-
		神南	3	北部配水池	末端	桜井	○	○	-
15	川西町	蓮田	1	安堵第1、2配水池	末端	御所	○	○	-
		唐陸	1	川西受水池	末端	御所	○	○	-
16	田原本町	伴堂	1	三宅受水池	末端	御所	○	○	-
		西竹田	1	田原本第1受水池	末端	御所	○	○	-
17	高取町	伊与戸	2	田原本第2受水池	末端	桜井	○	○	-
		上土佐	1	高取第1受水池	末端	御所	○	○	-
18	丹生谷	丹生谷	2	高取第2受水池	末端	御所	○	○	-

市町村番号	市町村	採水場所	検査地点番号	主要配水池	末端	浄水場	毎日検査	基準項目検査	省略可能3項目を省略しない地点
19	明日香村	栢森	1	明日香村配水池	末端	御所	○	○	-
		真弓	2	明日香第2受水地	末端	御所	○	○	-
20	上牧町	下牧	1	上牧第1配水池	末端	御所	○	○	-
		明神	1	王寺第1受水池	末端	御所	○	○	-
22	広陵町	馬見北	1	真美ヶ丘配水池	末端	御所	○	○	-
		沢	2	大野配水池	末端	秘井	○	○	-
23	河合町	佐味田	1	河合第1配水池	末端	秘井	○	○	-
		久美ヶ丘	2	西大和配水池	末端	秘井	○	○	-
24	吉野町	櫻尾	1	飯貝浄水場	末端	飯貝	○	○	-
		吉野山	2	南院谷浄水場	末端	吉野山	○	○	-
		新子	3	国栖浄水場	末端	国栖	○	○	-
		西谷	4	西谷浄水場	末端	西谷	○	○	-
		南大野	5	南大野浄水場	末端	南大野	○	○	-
		香東	6	香東第1浄水場	末端	香東第1	○	○	-
		色生	7	香東第2浄水場	末端	香東第2	○	○	-
		柳	8	柳浄水場	末端	柳	○	○	-
		三茶屋	9	三色野浄水場	末端	三色野	○	○	-
		喜佐谷	10	喜佐谷浄水場	末端	喜佐谷	○	○	-
		三津	11	三津浄水場	末端	三津	○	○	-
25	大淀町	北野	1	北野第1配水池	末端	秘が丘	○	○	-
		西増	2	北野第2配水池	末端	秘が丘	○	○	-
		大岩	3	西部配水池	末端	秘が丘	○	○	-
26	下市町	立石	1	下市浄水場	末端	下市	○	○	-
		黒木	2	丹生浄水場	末端	丹生	○	○	-
		才谷	3	才谷浄水場	末端	才谷	○	○	-
		平原	4	原谷総合配水池	末端	下市	○	○	-
		広橋	5	梨子堂配水池	末端	下市	○	○	-

表3-1大規模浄水場 水質基準項目(水道法第4条第2項の規定に基づく項目)

番号	項目	基準値	検査頻度(回/年)			
			受水地(※1)		(桜井・御所)浄水場	
			送水系統 代表3地点	左記以外 2地点	出口 (浄水)	入口 (原水系)
基1	一般細菌	100CFU/mL以下	12	12	12	12
基2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4		12	12
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4		12	12
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4		12	12
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4		12	12
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4		12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4		12	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4		12	12
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4		12	12
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4		12	12
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4		12	12
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4		12	12
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4		12	12
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4		12	12
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	4		12	12
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	4		12	12
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4		12	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4		12	12
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4		12	12
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	12
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4		12	12
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	4		12	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4		12	4
基42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	12または4 ^{※2}		12	12
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4		12	4
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	4		12	4
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12
基47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12
基48	味	異常でないこと	12	12	12	
基49	臭気	異常でないこと	12	12	12	
基50	色度	5度以下	12	12	12	12
基51	濁度	2度以下	12	12	12	12

※1 送水系統代表3地点: 奈良市第1(両系統混合)、奈良市第2(吉野川系統)、葛城市第2(吉野川系統)

左記以外2地点: 葛城市第1(吉野川系統)、葛城市第3(吉野川系統)

※2 葛城市第2(吉野川系統)のみ年4回

表3-2大規模浄水場 1日1回行う検査(水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく検査)

番号	項目	評価	検査頻度(回/年)
			(桜井・御所)浄水場 出口(浄水)
1	色	異常なし(ほとんど無色透明)	365
2	濁り	異常なし(ほとんど無色透明)	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

表3-3大規模浄水場 水質管理目標設定項目(水道水質管理上留意すべき項目)

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)			
			受水地(※)		(桜井・御所)浄水場	
			送水系統 代表3地点	左記以外 2地点	出口 (浄水)	入口 (原水系)
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4		12	12
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
目4	削除	削除				
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4		12	12
目6	削除	削除				
目7	削除	削除				
目8	トルエン	0.4mg/L以下	4		12	12
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	4		4	4
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4		12	12
目11	削除	削除				
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤として使用していないため検査省略			
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	4		12	
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	4		12	
目15	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1以下			12	12
目16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	12	
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	4		12	12
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	12	12
目19	遊離炭酸	20mg/L以下			4	4
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4		12	12
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4		12	12
目22	有機物等(過マンガン酸カルウム消費量)	3mg/L以下			12	12
目23	臭気強度(TON)	3以下			4	4
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4		12	4
目25	濁度	1度以下	12	12	12	12
目26	pH値	7.5程度	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4		12	
目28	従属栄養細菌	2,000CFU/mL以下(暫定)	4		12	12
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4		12	12
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4		12	12
目31	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)の量の和 として、0.00005mg/L 以下(暫定)	4		4	4

送水系統代表3地点: 奈良市第1(両系統混合)、奈良市第2(吉野川系統)、葛城市第2(吉野川系統)

左記以外2地点: 葛城市第1(吉野川系統)、葛城市第3(吉野川系統)

表3-4大規模浄水場 要検討項目

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)	
			(桜井・御所)浄水場	
			出口 (浄水)	入口 (原水系)
要1	銀及びその化合物	—	4	4
要2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	4	4
要4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	4	4
要16	スチレン	0.02mg/L	4	4
要17	ダイオキシン類(※)	1pg-TEQ/L(暫定)	1	1
要19	ノニルフェノール	0.3mg/L(暫定)	4	4
要20	ビスフェノールA	0.1mg/L(暫定)	4	4
要24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	4	4
要25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	4	4
要28	ブロモクロロ酢酸	—	4	
要29	ブロモジクロロ酢酸	—	4	
要30	ジブロモクロロ酢酸	—	4	
要31	ブロモ酢酸	—	4	
要32	ジブロモ酢酸	—	4	
要33	トリブロモ酢酸	—	4	
要34	トリクロロアセトニトリル	—	4	
要35	ブロモクロロアセトニトリル	—	4	
要36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	4	
要37	アセトアルデヒド	—	4	
要39	キシレン	0.4mg/L	4	4
要46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—	4	4

※ ダイオキシン類は検査を委託

表3-5大規模浄水場 処理工程 毎日毎週検査項目

番号	項目	検査頻度(回/年)					
		出口(浄水)		沈殿水		入口(原水系)	
		桜井 浄水場	御所 浄水場	桜井 浄水場	御所 浄水場	桜井 浄水場	御所 浄水場
1	濁度	365	365	242	242	242	242
2	色度	365	365	242	242	242	242
3	pH値	242	242	242	242	242	242
4	総アルカリ度	242	242	242	242	242	242
5	遊離残留塩素	365	365				
6	電気伝導率	242	242	242	242	242	242
7	TOC	51	51	51		51	51
8	DOC					51	51
9	塩化物イオン	51	51			51	
10	アンモニア態窒素	51	51			51	51
11	亜硝酸態窒素	51	51			51	51
12	硝酸態窒素	51	51			51	51
13	塩素酸	51	51			51	51
14	鉄及びその化合物	51	51	51	51	51	51
15	マンガン及びその化合物	51	51	51	51	51	51
16	溶存鉄					51	
17	溶存マンガン			51	51	51	51
18	アルミニウム及びその化合物	51	51	51	51	51	51
19	硫酸イオン	51	51			51	51
20	臭化物イオン	51	51			51	51
21	ジェオスミン	51※	51~242※			51※	51~242※
22	2-メチルイソボルネオール	51※	51~242※			51※	51~242※
23	SS					51	51
24	一般細菌	51	51			51	51
25	大腸菌	51	51			51	51
26	紫外吸収(260nm)	51	51			51	51

※ かび臭物質濃度が上昇するおそれがあるときは頻度を上げて検査

表3-6大規模浄水場水源 水源試験項目

番号	項目	検査頻度(回/年) ^{※1}		
		室生ダム ^{※2}	宇陀川	吉野川
1	クロロフィルーa	24		12
2	水温	24	12	24
3	濁度	24	12	12
4	色度	24	12	12
5	pH値	24	12	12
6	総アルカリ度	24	12	12
7	電気伝導率	24	12	12
8	溶存酸素	24	12	12
9	BOD		12	
10	COD	24	12	12
11	TOC	24	12	12
12	DOC	24	12	12
13	紫外吸収(260nm)	24	12	12
14	アンモニア態窒素	24	12	
15	亜硝酸態窒素	24	12	12
16	硝酸態窒素	24	12	12
17	総窒素	12	12	12
18	総リン	12	12	12
19	鉄及びその化合物	24		12
20	マンガン及びその化合物	24		12
21	臭気強度(TON)	24		
22	臭気の種類(冷時)	24		
23	臭気の種類(温時)	24		12
24	2-メチルイソボルネオール	24	12	24
25	ジェオスミン	24	12	24
26	放線菌	24		
27	プランクトン	24		12
28	塩化物イオン		12	12
29	マイクロキスティン	アオコ発生時		
30	農薬類		12 ^{※3}	

※1 荒天や出水など、状況に応じて頻度を変更することがある

※2 室生ダム試験は月2回

※3 農薬類は一部地点で頻度を上げて検査

表4-1 水質基準項目(水道法第4条第2項の規定に基づく項目)

番号	項目	基準値	検査頻度(回/年)		
			給水栓	浄水場 (桜井・御所浄水場以外)	
				出口(浄水)※	入口(原水系)
基1	一般細菌	100CFU/mL以下	12	1	1
基2	大腸菌	検出されないこと	12	1	1
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	1	1
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	1	1
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	1	1
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	1	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	1	1
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	1	1
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	1	1
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	1	1
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	1
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	1
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	1	1
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	12	1	
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	1	
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	1	1
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	1	
基25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	4	1	1
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	1	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	1	1
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	1	
基29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下	4	1	1
基30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	1	1
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	1	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	1	1
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	1	1
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	1	1
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	1	1
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	1	1
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	1	1
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	1	1
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1	1
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	1	1
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	1	1	1
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	1	1
基47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	1
基48	味	異常でないこと	12	1	
基49	臭気	異常でないこと	12	1	1
基50	色度	5度以下	12	1	1
基51	濁度	2度以下	12	1	1

備考 原水水質その他状況により水質変動が懸念される項目は、必要な回数に増やして検査します。

※浄水場出口については、表1-2の主要浄水場のみとする。

表4-2 1日1回行う検査(水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく検査)

番号	項目	評価	検査頻度(回/年)
			給水末端
1	色	異常なし(ほとんど無色透明)	365
2	濁り	異常なし(ほとんど無色透明)	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

表4-3 水質管理目標設定項目(水道水質管理上留意すべき項目)

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)		
			給水栓	浄水場(桜井・御所浄水場以外)	
				浄水場出口(浄水)	入口(原水系)
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	1	1
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4	1	1
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	1	1
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	1	1
目8	トルエン	0.4mg/L以下	4	1	1
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下			1*
目16	残留塩素	1mg/L以下	12	1	
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	4	1	1
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	1	1
目21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	1	1
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4	1	1
目25	濁度	1度以下	12	1	1
目26	pH値	7.5程度	12	1	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける		1	
目28	従属栄養細菌	2,000CFU/mL以下(暫定)		1	1*
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	1	1
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	1	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	4	1※	1

備考 *主要浄水場及び過去の検査実績に基づく(表1で農薬に留意すべき水源の原水の地点で検査)

※主要浄水場のみ実施

表4-4 要検討項目

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)	
			浄水場(桜井・御所浄水場以外)	
			出口(浄水)	入口(原水系)
要46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	1※	1

備考 ※主要浄水場のみ実施

表5 耐塩素性病原微生物検査項目

番号	項目	検査頻度(回/年)	
		(桜井・御所)浄水場	その他浄水場
		入口(原水系)	入口(原水系)
1	クリプトスポリジウム	4	1*
2	ジアルジア	4	1*
3	指標菌	4	1*

備考 *検査体制が整うまで、暫定として年1回とする。

表6 農薬類検査項目

(1)水質管理目標設定項目(対象農薬リスト掲載農薬類)

番号	農薬名	用途	目標値 ($\mu\text{g/L}$ 以下)	番号	農薬名	用途	目標値 ($\mu\text{g/L}$ 以下)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D) ^{*1}	虫	50	58	チウラム	虫・菌	20
2	2,2-DPA(ダラボン)	草	80	59	チオジカルブ	虫	80
3	2,4-D(2,4-PA)	草	20	60	チオファネートメチル	虫・菌	300
4	EPN	虫	4	61	チオベンカルブ	草	20
5	EPNオキシソ	酸化物	4	62	テフリルトリオン	草	2
6	MCPA	草	5	63	テルブカルブ(MBPMC)	草	20
7	アシュラム	草	900	64	トリクロピル	* 草	6
8	アセフェート	虫・菌	6	65	トリクロロホソ(DEP)	虫	5
9	アトラジン	草	10	66	トリシクラゾール	虫・菌・植	100
10	アニロホス	草	3	67	トリフルラリン	草	60
11	アミトラズ	* 虫	6	68	ナプロパミド	草	30
12	アラクロール	草	30	69	バラコート	* 草	10
13	イソキサチオン	虫	5	70	ピベロホス	草	0.9
14	イソキサチオンオキシソ	酸化物	1	71	ピラクロニル	* 草	10
15	イソフェンホス	菌	1	72	ピラゾキシフェン	草	4
16	イソフェンホスオキシソ	酸化物	1	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	草	20
17	イソプロカルブ(MIPC)	虫	10	74	ピリダフェンチオン	虫	2
18	イソプロチオラン(IPT)	虫・菌・植	300	75	ピリプチカルブ	草	20
19	イブフェンカルバゾン	草	2	76	ピロキロン	虫・菌	50
20	イプロベンホス(IBP)	菌	90	77	フィプロニル	虫・菌	0.5
21	イミノクタジン	* 虫・菌	6	78	フェントロチオン(MEP)	虫・菌・植	10
22	インダノファン	草	9	79	フェントロチオンオキシソ	酸化物	10
23	エスプロカルブ	草	30	80	フェノブカルブ(BPMC)	虫・菌	30
24	エトフェンブロックス	虫・菌	80	81	フェニムゾン	虫・菌	50
25	エンドスルファン(ベンゾエピン)	虫	10		フェンチオン(MPP)	虫	
26	エンドスルフェート	代謝物			フェンチオンスルホキシド	酸化物	
27	オキサジクロメホソ	草	20		フェンチオンスルホソ	酸化物	
28	オキシソ銅(有機銅)	虫・菌	30		フェンチオンオキシソ	酸化物	
29	オリサストロピソ	虫・菌	100		フェンチオンオキシソスルホキシド	酸化物	
30	(5Z)-オリサストルピソ	* 代謝物			フェンチオンオキシソスルホソ	酸化物	
31	カズサホソ	虫	0.6	82	フェントエート(PAP)	虫・菌	7
32	カフエンストール	虫・草	8	83	フェントラザミド	* 草	10
33	カルタツ	虫・菌・草	80	84	フサライド	虫・菌	100
34	(ネライストキシソ)	代謝物		85	ブタクロール	草	30
35	カルバリル(NAC)	虫	20	86	ブタミホソ	草	
36	カルボフラン	代謝物	0.3		ブタミホソオキシソ	酸化物	20
37	キノクラミン(ACN)	草	5	87	ブプロフェジン	虫・菌	20
38	キャプタン	菌	300	88	フルアジナム	菌	30
39	クミロン	草	30	89	プレチラクロール	草	50
40	グリホサート	草	2000	90	プロシミドン	菌	90
41	アミノメチルリン酸(AMPA)	代謝物		91	プロチオホソ	* 虫	7
42	グルホシネート	* 草・植	20		プロチオホソオキシソ	* 酸化物	
43	クロメプロップ	草	20	92	プロピコナゾール	菌	50
44	クロルニトロフェン(CNP)	草	0.1	93	プロピザミド	草	50
45	CNP-アミノ体	アミノ体		94	プロベナゾール	虫・菌	30
46	クロルピリホソ	虫	3	95	プロモブチド	虫・草	100
47	クロルピリホソオキシソ	酸化物	3	96	ベノミル	菌	20
48	クロロタロニル(TPN)	虫・菌	50		(カルベンザジソ)	代謝物	
49	シアナジン	草	1	97	ペンシクロソ	虫・菌	100
50	シアノホソ(GYAP)	虫	3	98	ペンゾピシクロソ	草	90
51	ジウロン(DCMU)	草	20	99	ペンゾフェナツ	草	5
52	ジクロベニル(DBN)	草	30	100	ペンタゾソ	草	200
53	ジクロロホソ(DDVP)	虫	8	101	ペンディメタリン	草・植	300
54	ジクワツ	* 草	10	102	ペンフラカルブ	虫・菌	20
55	ジスルホソ(エチルチオメソ)	虫	4	103	ペンフルラリン(ベスロジン)	草	10
56	ジチオカルバメート系農薬	* 虫・菌	5	104	ペンフレセート	草	70
57	ジチオピル	草	9	105	ホスチアゼート	虫	5
58	シハロホップチル	草	6	106	マラチオン(マラソソ)	虫	700
59	シマジン(CAT)	草	3		マラオキシソ	酸化物	
60	ジメタメトリソ	草	20	107	メコプロップ(MCPP)	草	50
61	ジメトエート	虫	50	108	メソミル	草	30
62	シメトリソ	草	30	109	メタラキシソ	虫・菌	200
63	ダイアジン	虫・菌	3	110	メチダチオン(DMTP)	虫	4
64	ダイアジンオキシソ	酸化物	3		メチダチオンオキシソ	酸化物	
65	ダイムロン	虫・菌・草	800	111	メトミノストロピソ	虫・菌	40
66	ダゾメツ、メタソ(カーバソ)及び メチルイソチオシアネート(MITC)	* 菌	10	112	メトリブジン	草	30
67	チアジニル	虫・菌	100	113	メフェナセツ	草	20
68				114	メプロニル	虫・菌	100
69				115	モリネート	草	5

虫:殺虫剤 菌:殺菌剤 草:除草剤 植:植物成長調整剤 * 検査方法検討中
 酸化物、代謝物、アミノ体については原体の濃度に換算して、原体の濃度と合計して算出
 カルタツの濃度については、ネライストキシソとして測定しカルタツに換算して算出
 ベノミルの濃度については、メチル-2-ペンツイミダドールカルバメート(カルベンザジソ)として測定しベノミルに換算して算出

(2)(1)以外の農薬類

番号	農薬名	用途	目標値 ($\mu\text{g/L}$ 以下)	番号	農薬名	用途	目標値 ($\mu\text{g/L}$ 以下)
1	アセタミプリド	虫・菌	200	16	チフルザミド	虫・菌	40
2	アゾキシストロビン	菌	500	17	トリクロホスメチル	菌	200
3	イプロジオン	菌	50		トリクロホスメチルオキソン	酸化物	
4	イミダクロプリド	虫・菌	100	18	トリフルミゾール	菌	40
5	ウニコナゾールP	植	50	19	ニテンピラム	虫・菌	1300
6	エトベンザニド	草	100	20	バクロプロトラゾール	菌・植	50
7	カルプロバミド	虫・菌	40	21	ハロスルフロンメチル	草	300
8	クロチアニジン	* 虫・菌	200	22	ピリミノバックメチル	草	50
9	クロロネブ	菌	50	23	フラメビル	虫・菌	20
10	シデュロン	草	300	24	フルトラニル	虫・菌	200
11	ジノテフラン	虫・菌	600	25	プロボキスル	虫	200
12	シプロコナゾール	菌	20	26	プロマシル	草	50
13	シメコナゾール	菌	20	27	ペンスルフロンメチル	草	500
14	チアクロプリド	虫・菌	30	28	ボスカリド	菌	100
15	チアメトキサム	虫・菌	50	29	メトラクロール	草	200

虫:殺虫剤 菌:殺菌剤 草:除草剤 植:植物成長調整剤

* 検査方法検討中